

答申第247号
令和8年1月30日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答申)

令和7年9月30日付神行総第645号により諮問のありました下記の件について、別紙の
とおり答申します。

記

「喫煙所設置の経緯がわかる文書」の非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が、公文書を保有していないことにより非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、令和6年9月27日受付で「舞子デッキに喫煙所が設置されるに至る経緯が分かる文書」（以下「本件文書」という。）ほか6項目の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は、令和6年10月11日、本件請求のうち「本件文書」ほか2項目に対して、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) これに対し、請求人は、令和7年1月24日受付で、本件文書の公開を求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和7年1月24日受付の審査請求書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 当該喫煙所には〇〇から寄付を受けた灰皿が設置されるなどしていることからすると所定の手続きが必要であり、文書の作成・取得をしている。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和7年2月25日受付の弁明書、令和7年10月20日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 審査請求書に記載の「文書の作成・取得をしている」については、否認する。「文書の作成・取得をしている。」という事実はなく、正しくは「文書の作成・取得をしていない。」である。
- (2) 請求人は、舞子デッキの喫煙所の設置にあたって、「〇〇から寄付を受けた灰皿が設置されるなどしていることからすると所定の手続きが必要であり、文書の作成・取得をしている。」と主張する。しかし、当該喫煙所は処分庁が設置しておらず、また、設置場所である舞子デッキ自体も神戸市が管理している施設ではない。このため、処分庁は喫煙所設置に関する手続きを実施しておらず、文書の作成・取得もしていない。

5 審査会の判断

(1) 争点について

本件の争点は、本件文書の存否についてである。

以下、検討する。

(2) 本件文書の存否について

処分庁によると、舞子デッキは、兵庫県立舞子公園内の施設であり、舞子デッキ内の当該喫煙所は、処分庁において設置及び管理を行っていない。このため、処分庁は喫煙所設置に関する手続きを実施しておらず、本件文書の作成・取得はしていないとのことであった。

審査会としては、これら処分庁の説明に不合理な点は認められず、また、本件文書の存在を窺わせる事実も確認できなかったことから、処分庁が本件処分を行ったことは妥当である。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和7年1月24日	—	*請求人から審査請求書を受理
令和7年2月25日	—	*処分庁から弁明書を受理
令和7年9月30日	—	*諮問書を受理
令和7年10月20日	第383回審査会	*処分庁の職員から非公開理由等を聴取 *審議
令和7年12月25日	第385回審査会	*審議
令和8年1月27日	第386回審査会	*審議